

平成27年11月11日

各位

株式会社 県民共済住宅
代表取締役 深川 元秀

当社が建築した木造戸建住宅における 壁量不足についてのお詫びとお知らせ

当社が建築した木造戸建住宅に、建築基準法の基準の壁量^{*1}が不足（筋かいの数が不足）している住宅があることが確認されました。

当社のお客様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしますこと、また、県民の皆様および関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

壁量不足（筋かいの数が不足）が発生いたしましたのは、CAD（設計時の製図作業などに使用するコンピューターシステム）の画面上に表示された計算結果を見逃す確認不足などがあり、当社の設計時におけるチェック体制が十分でなかったと考えております。

当社では、このことを重く受けとめ、当社が今まで建築した木造戸建住宅について、設計図書をもとに壁量の検証等必要な調査を実施することにいたしました。

検証の終了時期は、来年1月末日頃を見込んでおりますが、検証の結果、壁量の不足が確認された住宅については、直ちにお客様に連絡をとり、行政の指導のもとお客様と補修についてご相談しながら、補修の工事をさせていただきます。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、お詫び申し上げます。

なお、当社では、建築士および弁護士からなる第三者委員会を設置することにいたしまして、管理体制の検証などを行い、二度とこのようなことを起こさないよう、再発防止に取り組んでまいります。

皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしますこと重ねてお詫び申し上げます。

当社では、専用窓口を設置し、お客様からのお問い合わせに対応いたします。

*1・・・建築基準法施行令第46条の規定による建物の床面積や見付面積に対する水平荷重に抵抗する能力をもつ壁（筋かいなどの入っている壁）の量